

杉並区情報の公表及び提供に関する方針

令和6年3月29日
杉並第68863号

(目的)

第1条 この方針は、区民及び事業者並びに杉並区（以下「区」という。）が区政に関する情報を共有し、自らの判断と責任の下、区政に参画することができる住民自治を実現するため、情報の公表及び提供に関する事項を定めることにより、杉並区情報公開条例（昭和61年杉並区条例第38号。以下「条例」という。）第17条の規定による情報の公表及び提供の拡充を推進し、区政運営の透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。
- (2) 情報 条例第2条第2号に規定する情報をいう。
- (3) 情報の公表 次条の規定により公表することとされた情報を区民の利用に供することをいう。
- (4) 情報の提供 情報を自発的に区民の利用に供し、又は区民からの申出により区民の利用に供することをいう。

(情報の公表)

第3条 実施機関は、次に掲げる事項に関する情報を公表するものとする。ただし、当該情報が条例第6条第1項ただし書の規定により、公開をしないことができる情報に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 総合計画その他各行政分野における基本的な計画又は方針
- (2) 杉並区区民等の意見提出手続に関する条例（平成21年杉並区条例第41号）第3条の規定により区民等の意見提出手続の対象となる政策等の案
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置した執行機関の附属機関の報告書及び会議録並びに当該附属機関への提出資料（非公開で開催されたものを除く。）
- (4) 実施機関が定める区の主要事業その他これに類するものの取組状況
- (5) 条例第5条の規定による情報公開請求（以下「情報公開請求」という。）の対象となった情報のうち、公開することが通例となっているものであり、かつ、公表することが区民の利便性の向上又は効率的な区政運営に資すると認められるもの

(情報の公表の方法)

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかの方法により情報の公表を行うものとする。

- (1) 区公式ホームページへの掲載
- (2) 区広報への掲載
- (3) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の区公式アカウントへの掲載
- (4) 実施機関が管理する施設への備付け
- (5) その他実施機関が効果的と認める方法

(情報の提供)

第5条 実施機関は、第3条の規定により公表する情報以外の情報についても、自発的かつ積極的な情報の提供に努めなければならない。

- 2 何人も、実施機関に対し、書面又は口頭により情報の提供を申し出ることができる。
- 3 実施機関は、前項の申出を受けたときは、迅速かつ積極的に情報の提供を行い、情報の共有を図るこ

とにより説明責任を果たすよう努めなければならない。

4 実施機関は、情報公開請求があったときは、請求者の意向を確認の上、情報の提供により対応するよう努めなければならない。

(情報の提供の方法)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかの方法により情報の提供を行うものとする。

(1) 書面による交付

(2) 電磁的記録媒体による交付

(3) その他実施機関が効果的と認める方法

2 実施機関は、情報の提供の申出を受けたときは、情報の提供に当たり、申出者の希望を可能な限り尊重するものとする。

(費用の負担)

第7条 情報の提供に必要な複写費用は、杉並区区政資料複写取扱要綱（昭和62年3月31日杉企情発第70号）に定めるところにより申出者が負担するものとする。

(情報の公表及び提供の拡充)

第8条 情報の公表及び情報の提供に当たっては、情報の正確性を確保し、内容の拡充を図るとともに、区民等に対し必要な情報が分かりやすく伝わるよう努めなければならない。

(職員の意識啓発)

第9条 実施機関は、職員が積極的な情報の公表及び情報の提供を行うため、必要な研修の実施、意識啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(出資法人等又は公の施設の指定管理者に関する情報の公表及び提供)

第10条 杉並区情報公開条例施行規則（昭和62年杉並区規則第26号）別表第1に規定する出資法人等（以下「出資法人等」という。）は、この方針の趣旨にのっとり、自らが保有する情報を公表し、当該情報の提供を行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の規定は、区の公の施設の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいい、出資法人等を除く。次項において「指定管理者」という。）について準用する。

3 実施機関は、出資法人等又は指定管理者に対し、前2項の規定による必要な措置を講ずるための指導を行うものとする。

附 則

この方針は、令和6年4月1日から施行する。